

珠洲都市計画 外 8 都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(石川県決定)  
(都市計画区域マスタープラン)

各「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（計画書）」は別冊のとおり

珠洲都市計画、内浦及び能都都市計画、輪島都市計画、穴水都市計画、富来及び志賀都市計画、七尾都市計画、羽咋都市計画、津幡都市計画、川北都市計画において都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）を各計画書のとおり変更する。

理 由

現計画は、平成 16 年 5 月に策定したものであり、本県における本格的な人口減少時代の到来や北陸新幹線金沢開業による状況の変化など、様々な社会情勢の変化に対応するとともに、県の長期構想の見直しなどの経緯を踏まえて、珠洲都市計画外 8 都市計画の都市計画区域マスタープランの見直しを行うものである。

※以下の区域マスタープランについては改定済みである。

かほく都市計画区域マスタープラン	平成 21 年改定
金沢都市計画区域マスタープラン	平成 21 年改定
白山都市計画区域マスタープラン	平成 27 年改定
能美都市計画区域マスタープラン	平成 25 年改定
小松都市計画区域マスタープラン	平成 27 年改定
加賀都市計画区域マスタープラン	平成 28 年改定